

会計年度任用職員（麻薬中毒者相談員）募集要項

項 目	内 容
募集人数	1 名
職名	麻薬中毒者相談員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※ 1 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、<u>期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u> ※ 2 任用後 1 か月は条件付採用期間となります。ただし、任用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、その日数が 15 日に達するまで条件付採用の期間を延長します。
勤務職場	被相談者の自宅及びその周辺箇所、都庁等
職務内容	(1) 麻薬中毒者の実態の把握に務め、麻薬中毒者及び麻薬中毒者であった者並びに向精神薬を濫用している者及び向精神薬を濫用していた者（以下「麻薬中毒者等」という。）の観察指導及びその本人又はその家族等からの相談に応じ、必要な指導・助言に当たること。 (2) 麻薬中毒者等の治療更生、生活の保護及び就職のあっせんに関し、常時関係機関と緊密な連絡を保ち、かつ、その交遊関係、職場環境等の改善を図るための措置を講ずること。 (3) 麻薬中毒者及び向精神薬を濫用している者並びに他の麻薬周辺薬物乱用者（覚醒剤、大麻、シンナー、トルエン等の乱用者）の社会復帰に関し、本人又はその家族等からの相談に応じ、必要な指導・助言に当たること。
応募資格・求められる能力	(1) 人格及び行動において社会的信望があり、かつ、麻薬中毒対策等に対し熱意と識見を有する者 (2) 公民権を有する者
勤務日数	原則週 1 日
勤務時間	原則 1 時間 15 分 所定勤務時間を超える勤務の有無：有 （業務の必要上やむを得ない場合）
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

報酬額	時間額 1, 6 4 0 円 ※ 1 原則として月の 1 日から末日までの期間分を翌月の 15 日に口座振込により支給 ※ 2 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 3 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険に加入 ※ 一定の要件を満たす場合
応募方法等	(1) 第一次選考（書類選考） (2) 第二次選考（面接）：1 月中旬から 1 月下旬に実施予定 ※ 合否結果については、本人宛郵送により通知します。 ※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんので御了承ください。
問合せ	〒1 6 3－8 0 0 1 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 3 0 階北側 東京都保健医療局健康安全部薬務課麻薬対策担当 電話：0 3－5 3 2 0－4 5 0 5（直通）（内線）3 4－4 1 5

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。